

保護者 様

インフルエンザ罹患後の療養報告について

石原かがやきこども園

園長 茂木 勇徳

お子さんは、インフルエンザのため、他の人に感染させる恐れのある期間に配慮し、子どもの病状が園における集団生活に支障がない状態に回復してから登園していただくようお願いします。インフルエンザの登園再開のめやすは下記のとおりです。

<インフルエンザの登園再開のめやす>

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過していること。」

登園にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し、園へ提出をお願いします。

保護者が記入

施設長 様

インフルエンザにおける療養報告書

年 組 氏名

1 診断を受けた医療機関： _____

2 診断日：令和 年 月 日（診断型：A型 B型 不明） ※いずれかに○をつけてください。

3 登園再開日：令和 年 月 日

(登園再開には下記の「登園再開のめやす」1と2の両方を満たす必要があります。)

※下記に「発症日」と「解熱した日」を記入してください。

登園再開のめやす	
1	発熱等の症状が出た日（発症日）を0日とし、翌日から数えて5日を経過している。 ⇒ 発症日： 月 日
2	解熱した日を0日とし、翌日から数えて3日を経過している。 ⇒ 解熱した日： 月 日

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____

保護者 様

インフルエンザにおける療養報告書の提出について

群馬県医師会
群馬県教育委員会

群馬県内の保育施設においては、在園児がインフルエンザに罹患した後、登園を再開する際には、医師の治癒証明書を提出してもらうという取扱いがなされておりましたが、園への提出書類を保護者が記入する「インフルエンザにおける療養報告書」に変更いたします。なお、扱いに変更が生じた際には、改めてお知らせいたします。

インフルエンザと診断された際の対応・手順

- (1) 受診時、医師に登園可能予定日を確認
- (2) 速やかに園に報告
- (3) 「インフルエンザにおける療養報告書」に、医師と確認した「発症日」を記録
- (4) 検温を定期的に行い、「解熱した日」を確認して記録
- (5) 回復し、登園のめやすを満たしたら、「インフルエンザにおける療養報告書」を園に提出

[参考] インフルエンザの登園のめやす

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過していること」

※ 「発症した後5日」とは、発症した日（発熱等の症状が出た日）を0日とし、翌日を1日目として、その日から数えて5日を経過した日となります。

※ 「解熱した後3日」とは、解熱した日を0日とし、翌日を1日目として、その日から数えて3日を経過した日となります。

登園のめやす表

発症後日数		0（発症日）	1	2	3	4	5	6	7	8日目	
例1	発症から1日目に 解熱した場合	発熱	解熱					登園可能			
例2	発症から2日目に 解熱した場合	発熱		解熱							
例3	発症から3日目に 解熱した場合	発熱			解熱						
例4	発症から4日目に 解熱した場合	発熱				解熱					
例5	発症から5日目に 解熱した場合	発熱					解熱				

※ 「発症した後5日」、「解熱した後3日」のどちらか一方のみを満たした状態では登園のめやすは満たせません。登園再開には、両方を満たす必要があります。